

和歌山県土地改良事業団体連合会の概要



世界かんがい施設遺産小田井用水路（写真は登録有形文化財 龍之渡井）



みどり
水土里ネット

水土里ネット和歌山

和歌山県土地改良事業団体連合会

1 沿革

昭和32年4月20日法律第69号で、土地改良法の一部改正があり、同法第4章で土地改良事業団体連合会の規定が法制化されたことから、従来の耕地協会を発展的解消し、昭和33年5月28日設立総会を行い同年6月1日に発足（設立認可：昭和33年7月29日付け農林省指令33農地第2470号）。

2 定款の目的

土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を適切かつ効率的に行うこと等を目的として、市町村、土地改良区等が自主的に設立した協同組織です。

土地改良事業は、用排水路、農道の整備、田・畑の整備など農業の生産基盤を整備する事業ですが、近年は地域の多様なニーズに応え、農村地域の生活環境の整備、土地改良施設維持管理のための施設情報整備も実施しています。

3 団体の性格

土地改良連合会は、土地改良法（第111条の3）で「法人」と規定されています。その法律的性格は、目的・事業内容などから公益的な色彩が強く、土地改良法の定めるところにより設立が認められた公法人であり、全国47都道府県それぞれに設立されています。

また、組織形態等から社団と位置づけられています。なお、営利を目的としない（土地改良法第111条の4）法人であり、税法では、税を課さない公益法人等と定められています。

水土里ネットとは、土地改良事業団体連合会の愛称です。

『水土里ネット』の意味

「水」・・・農業用水、地域用水など

「土」・・・土地、農地、土壌など

「里」・・・農村空間。農家や地域住民が一体となった生活空間など

『水土里』

豊かな自然環境、美しい自然を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

『水土里ネット』

「地球10周分の水路ネットワーク」「農家・地域住民等のネットワーク」「資源環境のネットワーク」というような意味合いを包含しており、将来に向けた土地改良区の役割と姿を表現しています。

4 事業内容

会員共同の利益を増進するため、定款の定めるところにより、次の業務を行っています。

- (1) 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他の援助
- (2) 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- (3) 土地改良事業に関する調査及び研究
- (4) 農地の集団化の指導奨励
- (5) 国又は県の行う土地改良事業に対する協力
- (6) 上記に掲げる事業のほか、会の目的を達成するため必要な事業

5 連合会の会員

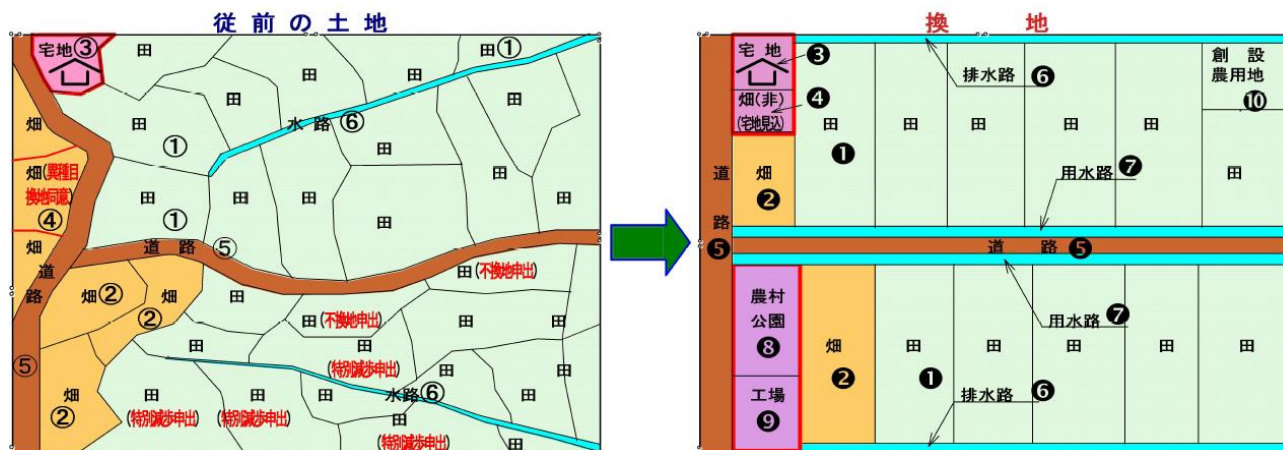
会 長 衆議院議員 二階俊博
副会長 紀の川市長 中村愼司 有田川町長 中山正隆

会 員

支部名	市町村	改良区	計
海草	3	7	10
那賀	2	9	11
伊都	4	5	9
有田	4	3	7
日高	7	7	14
西牟婁	6	2	8
東牟婁	4	0	4
計	30	33	63

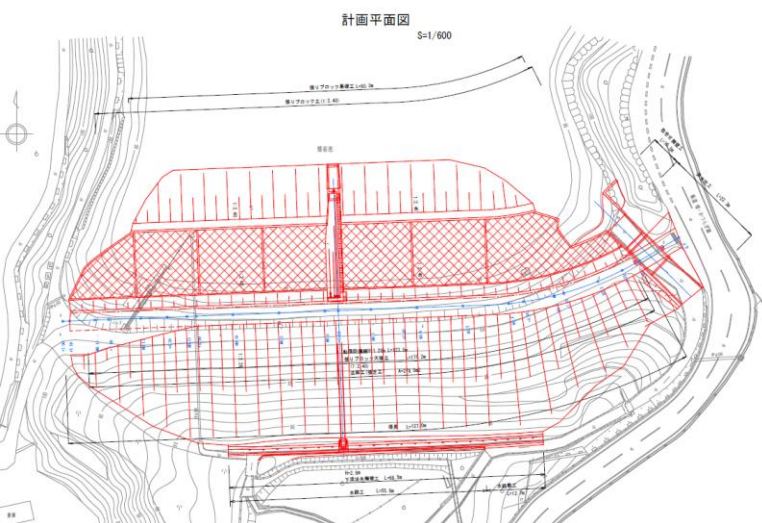
1 換地業務

ほ場整備等の換地を伴う土地改良事業について、換地計画の樹立や換地処分登記等の業務を実施しています。



2 調査・計画・測量・設計業務

農業農村整備事業の事業計画書作成、各種測量調査を実施しています。



ため池 計画書作成



水路の流速観測

3 土地改良施設維持管理適正化事業

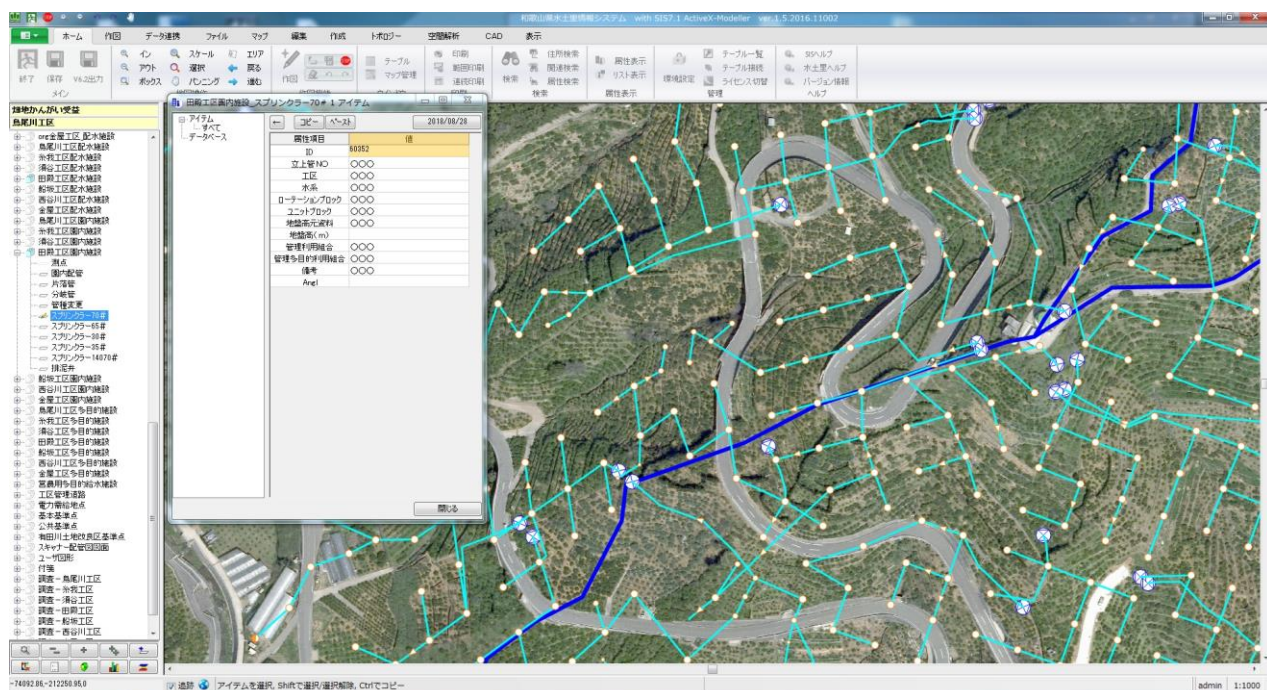
土地改良施設の維持管理の中で、ポンプのオーバーホールやゲートの塗装、用排水路の浚渫・補修・更新等農業水利施設を適正に維持管理するため施設整備の支援を行っています。



漏水により通水能力が落ちた水路の更新を行った

4 水土里情報システムの管理・運営

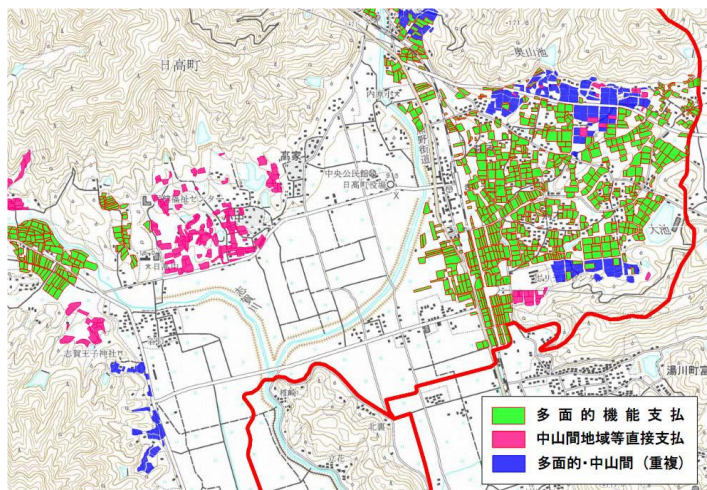
「水土里情報システム」は、地形図、航空写真、地籍図等の地図情報に、地番、地目、面積等の農地に関する情報をはじめ、ため池や農道、農業用排水路の情報などの各種情報を付加した地理情報システム（GIS）を管理・運営しています。



土地改良区施設管理に活用

5 日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度の啓発・推進しています。



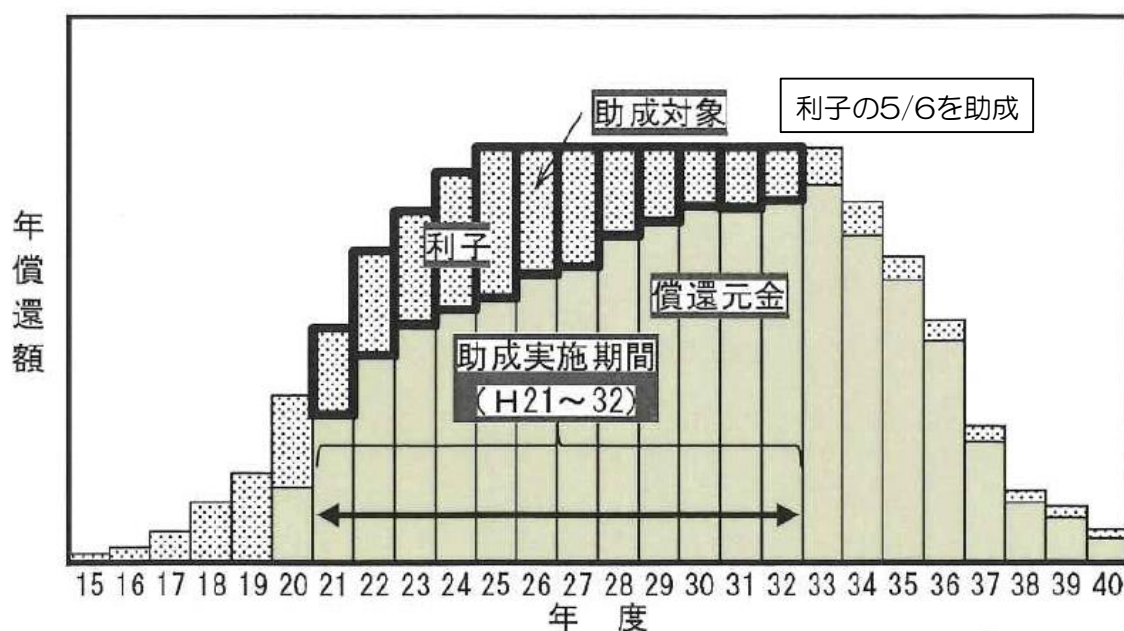
協定農地の情報化



研修会

6 農家負担金軽減支援対策事業

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区について、土地改良事業に係る負担金償還の利息の一部を助成する事業・業務を実施しています。



経営対策基盤整備緊急支援事業を実施

7 土地改良区の指導等

土地改良区運営の相談・指導等を行います。

- ・土地改良施設の点検
- ・土地改良事業に対する相談
- ・顧問弁護士による法律相談
- ・土地改良法改正に伴う複式簿記の指導 等



土地改良施設の点検

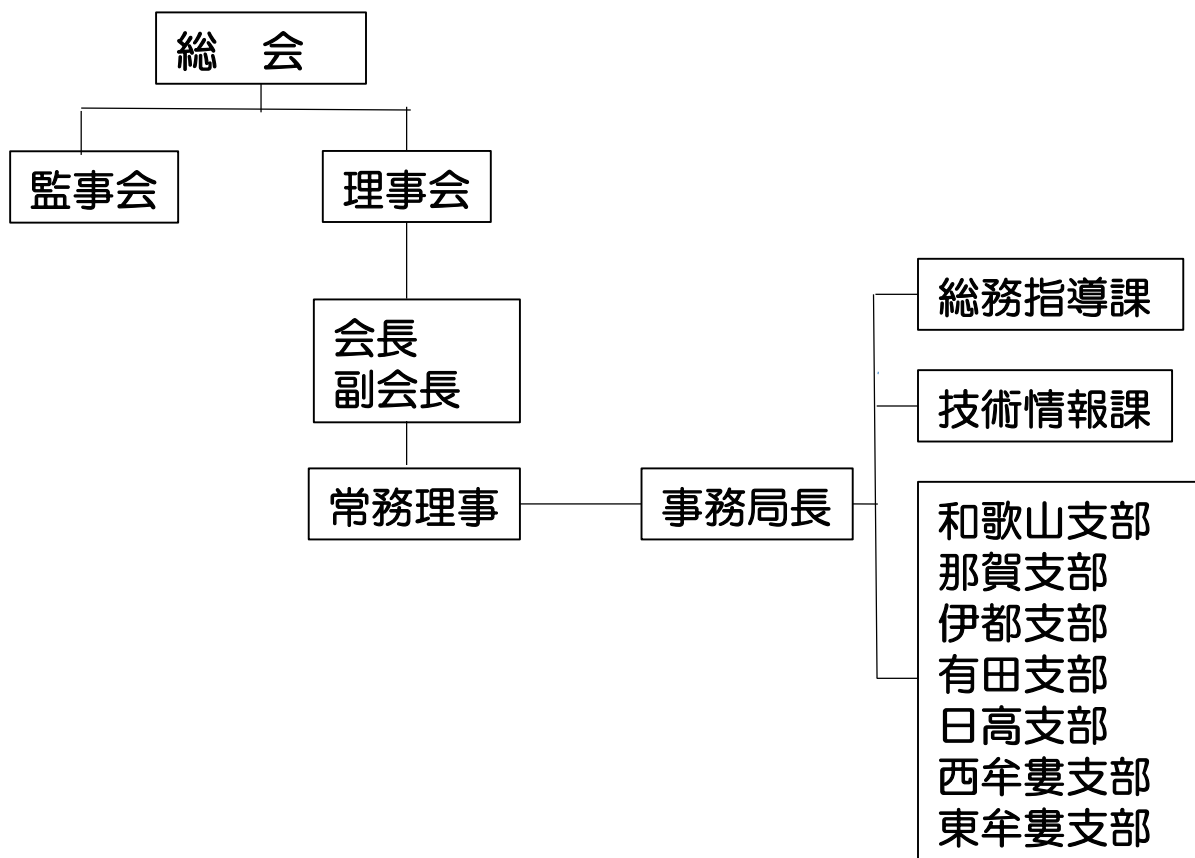
8 研修事業

会員のスキルアップとして、各種研修を実施しています。



井澤弥惣兵衛勉強会

7 運営機構図



8 所 在

〒640-8249 和歌山市雑賀屋町1番地
TEL 073 (432) 2567(代)
FAX 073 (433) 1490
<http://www.wadoren.or.jp/>

